

2010年4月30日

三菱UFJニコス株式会社

## 三菱UFJニコス、期間限定でキャッシングの日々の返済に減額制度を導入 最長24ヶ月間、元金返済額を最低1,000円で設定可能に

～「NICOSカード」会員向け猶予策、“総量規制”開始による顧客への影響を考慮した企画～

三菱UFJニコスはこの度、「NICOSカード」のキャッシング利用者を対象に、リボルビング払いの日々の返済額を最長24ヶ月間、元金返済1,000円まで引き下げる期間限定の月額返済軽減制度を導入、4月30日から申し込み受け付けを開始します。

当社は、依然厳しい景気動向や雇用情況、「金融円滑化法」の趣旨<sup>※1</sup>を踏まえ、本年2月から一部の顧客を対象に、月額返済元金の減額対応を推し進めてきました。さらに今般、本年6月18日の「改正貸金業法」完全施行<sup>※2</sup>による顧客への影響などに鑑み、この“猶予策”をホームページ等で広範に告知し、電話受け付けを実施するものです。

具体的には、最長24ヶ月間にわたり、リボルビング払いの日々の元金返済額をこれまでの1万円単位から、1,000円以上の千円単位で設定可能とし、受付期間を同法完全施行の1年後まで(平成23年6月17日終了予定)とするものです。

### ＜「キャッシングリボお支払いコースの減額変更」の概要＞

1. 対象カード: NICOSカード(一部のカードを除く)
2. 利用条件: (1)キャッシング(リボルビング払い)の利用残高があること  
(2)延滞中でないこと  
(3)会員資格を取消されていないこと  
(4)現在の返済方式が元本定額リボルビング方式であること
3. 利率: 変更前と同一
4. 適用期間: 原則として最長 24 ヶ月
5. 最低返済額: 元金 1,000 円以上(千円単位)+利息 (返済例は別紙参照)
6. 申し込みに関する注意事項
  - ・減額期間中はキャッシングの新規利用を停止させていただきます。
  - ・当社所定の審査により利用できない場合、希望の金額に変更いただけない場合があります。
  - ・減額変更すると返済期間・返済回数が従来より長期化し総返済額も増加します。

※1 「中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」、銀行等が法の対象。  
法の対象となっていない金融会社も法の趣旨を踏まえた対応を期待されています。

※2 年収の3分の1を超える新規借入が制限される「総量規制」など。

○本サービスに関するお問い合わせ先: NICOSコールセンター 0120-273-666(減額変更受付専用)  
受付時間 9:00～17:30(無休／年末年始を除く)

以上

＜別紙＞

■返済例

実質年率 18.0%、借入残高 50 万円、減額期間 2 年、元金返済額を 2 万円から 1 千円に変更した場合  
(追加利用、一部返済なし、変更から 2 年後に元の元金返済額に戻した場合の例となります)

	変更前	変更後
1回目の返済額	27, 397円	8, 397円
元金	20, 000円	1, 000円
利息	7, 397円	7, 397円
総返済額	597, 710円	764, 849円
返済回数	25回	48回

※返済額、返済回数は借入日等により実際と異なる場合があります。